



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 告 示

- 自然公園の公園事業の変更（自然保護課） ..... 1
- 土地改良区の清算人の退任の届出（村づくり計画課） ..... 1
- 民有保安林の指定の解除の予定（森林管理課） ..... 2
- 民有保安林の指定の解除（森林管理課） ..... 2
- 道路の区域の決定（道路管理課） ..... 2
- 道路の区域の変更・2件（道路管理課） ..... 2
- 電線共同溝を整備すべき道路の指定（道路管理課） ..... 3
- 公有水面埋立ての免許（港湾課） ..... 3
- 都市計画事業の変更の認可（下水道課） ..... 5

### 公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請・2件（消費・くらし安全課） ..... 5
- 大規模小売店舗の新設の届出（中小企業支援課） ..... 6
- 開発行為に関する工事の完了（建築指導課） ..... 6

### 選挙管理委員会事項

- 参議院沖縄県選挙区選出議員選挙の選挙運動に関する収支報告書の要旨 ..... 7

## 告 示

### 沖縄県告示第126号

自然公園法（昭和32年法律第161号）第9条第2項の規定により、沖縄海岸国定公園の公園事業を次のとおり変更した。

平成29年 2月28日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 変更した公園事業の名称 富着宿舍事業
- 2 変更した公園事業の種類 宿舍
- 3 変更した公園事業の事業地 沖縄県国頭郡恩納村字富着

### 沖縄県告示第127号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定により、次のとおり数久田土地改良区から清算人が退任した旨の届出があった。

平成29年 2月28日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

氏名	住所
大城幸吉	名護市字数久田123番地
島袋吉和	名護市字数久田96番地

久高良宜	名護市字数久田138番地 1
玉城喜幸	名護市字数久田13番地
比嘉孝宜	名護市字数久田633番地

**沖縄県告示第128号**

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成29年 2月28日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 (1) 解除予定保安林の所在場所 石垣市字名蔵浦田原 1 番46・字石垣ツカラ岳962番 1 （以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。）
  - (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養
  - (3) 解除の理由 指定理由の消滅
  - 2 (1) 解除予定保安林の所在場所 石垣市字名蔵浦田原 1 番46・字石垣ツカラ岳962番 1 （以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。）
  - (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健
  - (3) 解除の理由 指定理由の消滅
- （「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県八重山農林水産振興センター農林水産整備課において縦覧に供する。）

**沖縄県告示第129号**

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成29年 2月28日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 解除に係る保安林の所在場所 島尻郡久米島町字大田大田349番 2
- 2 保安林として指定された目的 風害の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

**沖縄県告示第130号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり決定した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県宮古土木事務所において、平成29年 2月28日から同年 3月13日まで一般の縦覧に供する。

平成29年 2月28日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 平良下地島空港線
- 3 区域の決定区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区間	敷地の幅員	延長
宮古島市伊良部字池間添2277番 1 から 宮古島市伊良部字池間添2383番まで	12.4m ～ 32.0m	452.9m

**沖縄県告示第131号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県北部土木事務所において、平成29年2月28日から同年3月13日まで一般の縦覧に供する。

平成29年2月28日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 449号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長
旧	名護市字安和21番から 名護市字安和860番まで	7.8m ~ 9.9m	80.0m
新	名護市字安和21番から 名護市字安和860番まで	8.9m ~ 17.9m	80.0m
	名護市字安和21番から 名護市字安和860番まで	7.0m ~ 7.5m	84.7m

#### 沖縄県告示第132号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県宮古土木事務所において、平成29年2月28日から同年3月13日まで一般の縦覧に供する。

平成29年2月28日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 長山港佐良浜港線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長
旧	宮古島市伊良部字池間添2370番2から 宮古島市伊良部字池間添2383番まで	12.2m ~ 33.2m	242.7m
新	宮古島市伊良部字池間添2370番2から 宮古島市伊良部字池間添2383番まで	12.2m ~ 33.2m	242.7m
	宮古島市伊良部字池間添2370番2から 宮古島市伊良部字池間添2383番まで	10.2m ~ 53.4m	391.3m

#### 沖縄県告示第133号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定した。

平成29年2月28日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 真地久茂地線
- 3 区間 那覇市樋川1丁目585番52から同市松尾1丁目1番2まで

#### 沖縄県告示第134号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、公有水面の埋立てを次のとおり免許

した。

平成29年 2月28日

船浮港港湾管理者 沖縄県

代表者 沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 埋立免許の年月日及び指令番号 平成29年 2月20日 沖縄県指令土第109号

2 免許を受けた者の所在地及び名称並びに代表者の住所及び氏名

(1) 免許を受けた者 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県

(2) 代表者 那覇市寄宮1丁目7番1号 沖縄県知事 翁長雄志

3 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

(1) 埋立区域

ア 位置

(7) 埋立区域1 八重山郡竹富町字西表船浮2461番、2462番及び2476番の地先公有水面

(4) 埋立区域2 八重山郡竹富町字西表船浮2461番2の地先公有水面

イ 区域

(7) 埋立区域1 次の各地点を順次に結んだ線、⑦の地点と①の地点を結ぶ平成27年春分の満潮位(D.L.+1.84m)における公有水面と陸地との境界線及び昭和53年10月26日付け沖縄県指令土第949-1号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線(D.L.+1.78mにより決定)により囲まれた区域

①の地点 四等三角点船浮(北緯24度20分26秒、東経123度43分37秒)から151度46分14秒453.39メートルの地点

②の地点 ①の地点から194度55分00秒3.54メートルの地点

③の地点 ②の地点から284度54分48秒17.00メートルの地点

④の地点 ③の地点から195度00分35秒45.00メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から285度00分27秒3.94メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から194度57分47秒0.47メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から285度00分37秒1.36メートルの地点

(4) 埋立区域2 次の各地点を順次に結んだ線及び④の地点と①の地点を結ぶ昭和53年10月26日付け沖縄県指令土第949-1号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線(D.L.+1.78mにより決定)により囲まれた区域

①の地点 四等三角点船浮(北緯24度20分26秒、東経123度43分37秒)から147度52分34秒471.26メートルの地点

②の地点 ①の地点から104度47分15秒10.16メートルの地点

③の地点 ②の地点から194度47分18秒14.17メートルの地点

④の地点 ③の地点から284度47分15秒10.16メートルの地点

ウ 面積

埋立区域1 386.49平方メートル

埋立区域2 143.79平方メートル

合計 530.28平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置 八重山郡竹富町字西表船浮2460番、2461番、2462番、2476番、2477番2及び2479番2の地先公有水面

イ 区域 次の各地点を順次に結んだ線及びAの地点とEの地点を結んだ線により囲まれた区域

Aの地点 四等三角点船浮(北緯24度20分26秒、東経123度43分37秒)から151度55分19秒418.14メートルの地点

Bの地点 Aの地点から104度47分16秒92.28メートルの地点

Cの地点 Bの地点から194度47分17秒85.00メートルの地点

Dの地点 Cの地点から284度47分17秒89.90メートルの地点

Eの地点 Dの地点から9度6分1秒26.06メートルの地点

ウ 面積 7,821.21平方メートル

4 埋立地の用途 ふ頭用地

**沖縄県告示第135号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成8年沖縄県告示第1082号で認可した那覇広域都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成29年 2月28日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 施行者の名称 与那原町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 那覇広域都市計画下水道事業
  - (2) 名称 与那原町公共下水道
- 3 事業施行期間 平成8年12月10日から平成32年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 変更なし
  - (2) 使用の部分 変更なし
- 5 変更の内容 事業施行期間の延長

**公 告**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県子ども生活福祉部消費・くらし安全課において、平成29年4月9日まで縦覧に供する。

平成29年 2月28日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 申請のあった年月日 平成29年2月10日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人沖縄県就労支援事業者機構
- 3 代表者の氏名 安里昌利
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県那覇市樋川1丁目15番15号那覇保護観察所内
- 5 定款に記載された目的 本機構は、犯罪者や非行少年（更生保護事業法第2条第2項各号に掲げる者をいう。以下「犯罪者等」という。）が善良な社会の一員として更生するためには、就職の機会を得て経済的に自立することが重要であることにかんがみ、事業者の立場から犯罪者等の就労を支援し、犯罪者等が再び犯罪や非行に陥ることを防止することにより、犯罪者等の円滑な社会復帰と安全な地域社会の実現を図り、もって個人及び公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県子ども生活福祉部消費・くらし安全課において、平成29年4月14日まで縦覧に供する。

平成29年 2月28日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 申請のあった年月日 平成29年2月15日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 L a - V i d a
- 3 代表者の氏名 呉屋順子
- 4 主たる事務所の所在地 大阪府大阪市阿倍野区北畠1丁目15番19号
- 5 定款に記載された目的 この法人は、家庭動物を飼っている人々に対して、適切な飼育方法と扱い方を啓発してゆき、それら全てに関する事業を行うことで動植物や自然環境保護に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり新設の届出があった。

なお、関係書類は、平成29年2月28日から同年6月28日までの間、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び沖縄市経済文化部商工振興課において縦覧に供する。

平成29年2月28日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 届出年月日 平成29年2月3日

2 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 あわせモール2期 沖縄市古謝二丁目17番3号、201番3の一部、201番4の一部及び202番3の一部
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社UCHI 沖縄市泡瀬二丁目18番11号5F 代表取締役 高江洲篤
- (3) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社オートボックスセブン 東京都江東区豊洲五丁目6番52号 代表取締役 小林喜夫巳
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日 平成29年10月4日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 2,049平方メートル
- (6) 駐車場の位置及び収容台数 位置 次の図のとおり、収容台数 99台  
（「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び沖縄市経済文化部商工振興課において縦覧に供する。）
- (7) 駐輪場の位置及び収容台数 位置 次の図のとおり、収容台数 24台  
（「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び沖縄市経済文化部商工振興課において縦覧に供する。）
- (8) 荷さばき施設の位置及び面積 位置 次の図のとおり、面積 81.0平方メートル  
（「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び沖縄市経済文化部商工振興課において縦覧に供する。）
- (9) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 位置 次の図のとおり、容量 28.28立方メートル  
（「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び沖縄市経済文化部商工振興課において縦覧に供する。）
- (10) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 開店時刻 午前10時、閉店時刻 午後10時
- (11) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 24時間
- (12) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 出入口の数 入口3か所、出口2か所、出入口の位置 次の図のとおり  
（「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び沖縄市経済文化部商工振興課において縦覧に供する。）
- (13) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前10時から午後9時まで

3 意見書の提出方法及び提出期限

- (1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。
- (2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部中小企業支援課に提出すること。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成29年2月28日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 開発許可年月日及び指令番号 平成28年5月12日 沖縄県指令土第421号、平成28年7月26日 沖縄県

指令土第587号（変更）

- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字阿波根真和志原845番 5 及び845番 6
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字上田553番地 8 メゾン上田 A-202号 金城文郁
- 5 検査済証番号 平成29年 2月20日 第4350号
- 6 工事完了年月日 平成29年 2月16日

## 選挙管理委員会事項

### 沖縄県選挙管理委員会告示第 5 号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第192条第 1 項の規定により、平成28年 7月10日執行の参議院沖縄県選挙区選出議員選挙における各候補者の出納責任者から提出された「選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨」を次のとおり公表する。

平成29年 2月28日

沖縄県選挙管理委員会  
委員長 当 山 尚 幸

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成28年 7月10日執行参議院沖縄県選挙区選出議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 38,676,000円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	伊波洋一	候補者届出政党 又は所属党派	無所属	期間	平成28年 5月30日から 平成28年 7月25日まで 第 1 回分
出納責任者氏名	上江洲安雄				

収 入	支 出
主たる寄附	人 件 費 1,669,500 円
（氏名）	家 屋 費 560,286 円
（団体名）	選挙事務所費 301,086 円
（職 業）	集会会場費 259,200 円
（寄附額）	通 信 費 73,849 円
山里政一 無職 30,000 円	交 通 費 23,035 円
高里鈴代 無職 100,000 円	印 刷 費 2,157,050 円
金城幸康 無職 30,000 円	広 告 費 823,500 円
高橋年男 無職 130,000 円	文 具 費 148,225 円
真栄平房子 無職 200,000 円	食 糧 費 259,482 円
阪根俊夫 無職 50,000 円	休 泊 費 48,400 円
与那覇正俊 会社役員 200,000 円	雑 費 120,197 円
その他の寄附 20件 177,000 円	
その他の収入 2,150,000 円	
今 回 計 3,067,000 円	今 回 計 5,883,524 円
前 回 計 0 円	前 回 計 0 円
総 計 3,067,000 円	総 計 5,883,524 円

項 目	金 額
選挙運動用通常葉書の作成	320,025 円
ビラの作成	852,600 円
ポスターの作成	896,000 円

支出のうち公費負担相当額	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	367,416 円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	200,880 円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	191,700 円
	計	2,828,621 円

報告書受理年月日	平成28年7月25日	第1回報告分
----------	------------	--------

候補者氏名	金城竜郎	候補者届出政党 又は所属党派	幸福実現党	期間	平成28年5月11日から 平成28年7月19日まで
出納責任者氏名	金城竜郎				第1回分

収 入			支 出	
主たる寄附 氏名 団体名	(職 業)	(寄附額)	人 件 費	0 円
幸福実現党沖縄県本部	政治団体	3,816,382 円	家 屋 費	984,087 円
高原慶子	無職	300,000 円	選挙事務所費	902,507 円
嘉数信秀	歯科技工士	50,000 円	集合会場費	81,580 円
平良ヤス子	自営業	100,000 円	通 信 費	511,253 円
名富美智子	無職	40,000 円	交 通 費	96,880 円
外間辰彦	公務員	50,000 円	印 刷 費	876,860 円
幸福実現党	政治団体	3,000,000 円	広 告 費	2,818,290 円
喜屋武尚子	無職	500,000 円	文 具 費	8,928 円
喜屋武茂	無職	500,000 円	食 糧 費	15,426 円
伊山芳江	サービス業	70,000 円	休 泊 費	12,960 円
山城興治	自営業	500,000 円	雑 費	286,655 円
その他の寄附	6件	62,000 円		
その他の収入		0 円		
今 回 計		8,988,382 円	今 回 計	5,611,339 円
前 回 計		0 円	前 回 計	0 円
総 計		8,988,382 円	総 計	5,611,339 円

支 出 の うち 公 費 負 担 相 当 額	項 目	金 額
	選挙運動用通常葉書の作成	0 円
	ビラの作成	0 円
	ポスターの作成	0 円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0 円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	0 円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	0 円
	計	0 円

報告書受理年月日	平成28年7月25日	第1回報告分
----------	------------	--------



候補者氏名	島尻安伊子	候補者届出政党 又は所属党派	自由民主党	期間	平成28年6月1日から 平成28年7月11日まで 第1回分
出納責任者氏名	伊礼圭一郎				

収 入			支 出	
主たる寄附			人件費	2,139,700 円
〔氏名〕 〔団体名〕	(職 業)	(寄附額)	家屋費	6,904,794 円
			選挙事務所費	5,615,522 円
自由民主党沖縄県参 議院選挙区第二支部	政治団体	13,318,982 円	集会会場費	1,289,272 円
アイ・ラブ沖縄!輝 く県民の会	政治団体	7,965,810 円	通 信 費	562,924 円
			交 通 費	1,384,252 円
			印 刷 費	4,646,772 円
			広 告 費	3,737,608 円
			文 具 費	25,827 円
			食 糧 費	587,000 円
			休 泊 費	280,258 円
その他の寄附	2件	2,991 円	雑 費	444,701 円
その他の収入		0 円		
今 回 計		21,287,783 円	今 回 計	20,713,836 円
前 回 計		0 円	前 回 計	0 円
総 計		21,287,783 円	総 計	20,713,836 円

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	238,850 円
	ビラの作成	765,600 円
	ポスターの作成	671,160 円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	164,742 円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	207,968 円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	198,625 円
	計	2,246,945 円

報告書受理年月日	平成28年7月22日	第1回報告分
----------	------------	--------

<p>発 行 所 沖 縄 県 総 務 部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印 刷 所 文進印刷株式会社 〒901-0416 島尻郡八重瀬町字宜次706番地 4</p>
--	---